

正誤表表記説明

コード INDEXや項番などの修正の区切りを表す。

- 「 ... 」差し替え コード INDEXなどに対してコード 内容説明表などに全面差し替えがあったことを表す。
- 「 ... 」修正 コード INDEXなどに対してコード 記号、内容、意味などに修正があったことを表す。
- 「 ... 」変更 コード INDEXなどに対してコード 記号、内容、意味などに変更があったことを表す。
- 「 ... 」追加 コード INDEXなどに対してコード 記号、内容、意味などに追加があったことを表す。
- 「 ... 」削除 コード INDEXなどに対してコード 記号、内容、意味などに削除があったことを表す。

- 替) 差し替えの内容を示す。
- 誤) 間違いの内容を示す。
- 正) 間違いに対する正しい内容を示す。
- 前) 変更前又は追記前の内容を示す。
- 後) 変更後又は追記後の内容を示す。
- 追) 新たに追加された内容を示す。
- 削) 削除すべき内容を示す。

第 章 データ項目一覧

データ項目一覧表

1. 出願マスタ

項番257,258 「項目内容」変更

前)

項番	レベル	繰返	必須	空タグ	タグ名	標準項目名称	必須	属性名	属性名称	属性	桁数	コード INDEX	項目内容	特	実
257	4				jp:kind-of-fee	料金種別				C	1	C 0 4 4 0			
258	4				jp:amount-of-fee		料金				N	9	-	右詰め前0なし	

後)

項番	レベル	繰返	必須	空タグ	タグ名	標準項目名称	必須	属性名	属性名称	属性	桁数	コード INDEX	項目内容	特	実
257	4				jp:kind-of-fee	料金種別				C	1	C 0 4 4 0	↑		
258	4				jp:amount-of-fee		料金				N	9	-	右詰め前0なし ↑	

項番269,270 「項目内容」変更

前)

項番	レベル	繰返	必須	空タグ	タグ名	標準項目名称	必須	属性名	属性名称	属性	桁数	コード INDEX	項目内容	特	実
269	4				jp:kind-of-fee	料金種別				C	1	C 0 4 4 0			
270	4				jp:amount-of-fee		料金				N	9	-	右詰め前0なし	

後)

項番	レベル	繰返	必須	空タグ	タグ名	標準項目名称	必須	属性名	属性名称	属性	桁数	コード INDEX	項目内容	特	実
269	4				jp:kind-of-fee	料金種別				C	1	C 0 4 4 0	↑		
270	4				jp:amount-of-fee		料金				N	9	-	右詰め前0なし ↑	

特記事項追加

追)

- 平成19年度第26回までデータを提供
平成20年度第1回からは提供対象外(【基本情報では発生しない】扱い)

2.登録マスタ

項番91「項目内容」変更

前)

項番	レベル	繰返	必須	空タグ	タグ名	標準項目名称	必須	属性名	属性名称	属性	桁数	コードINDEX	項目内容	特	実
91	4				jp:amount-of-fee	料金				N	9	-	右詰め前0なし		

後)

項番	レベル	繰返	必須	空タグ	タグ名	標準項目名称	必須	属性名	属性名称	属性	桁数	コードINDEX	項目内容	特	実
91	4				jp:amount-of-fee	料金				N	9	-	右詰め前0なし ↑		

特記事項追加

追)

- 1 平成19年度第26回までデータを提供
平成20年度第1回からは提供対象外(登録情報では発生しない)扱い

第 章 コード表

2. コード表

コードINDEX B0150 (IPC)
「備考」追加

追)

出願マスタ(基本情報)の公開・公表IPC記事及び公告IPC記事に格納されるデータは、審査官等により付与されたFI(IPC4版表示)、FI-IPCコンコーダンステーブルにより変換された最新IPC(IPC7版表示)からなる。但し、平成17年12月以前(IPC8版発行以前)は、FIの識別記号、分冊識別記号を省略した部分が最新IPCと一致する場合、FIをIPC7版表示で格納し、最新IPCを別途格納していない。そのため、公開・公表IPC記事及び公告IPC記事のアップ分については、IPC8版マスタ(国際特許分類(IPC)情報)を参照のこと。

コードINDEX B0300 (引用文献番号(非特許文献))
「備考」追加

追)

【参考情報】(文献種別;文献名 例)
N6;審引用/抽論 JP N6 0 08 000001
N7;審引用/抽論 JP N7 0 08 000001

コードINDEX C0710 (条文コード(拒絶理由))
「条件」変更

前)

特許(平成6年1月出願分以降)「50条の2による拒絶理由通知」

後)

特許(平成6年1月出願分以降)「拒絶理由通知(最初・50条の2)」or「拒絶理由通知(最後・50条の2)」